



平成 28 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社リカコム・ジャパン・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 赤尾 伸悟
(JASDAQ・コード 6636)
問合せ先 取締役管理部長 中原 麗
電 話 0 3 - 6 4 5 0 - 3 6 1 6

第 8 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 7 月 29 日に White Knight Investment Limited (以下、「WKI」といいます。)、阿部信雄氏 (以下、「阿部氏」といいます。)、佐藤満氏 (以下、「佐藤氏」といいます。)、石田智子氏 (以下、「石田氏」といいます。)、及び高橋修氏 (以下、「高橋氏」といいます。)) を割当先として第三者割当により発行しました第 8 回新株予約権 (以下、「第 8 回新株予約権」といいます。)) に関して、下記のとおり、本日において現存する第 8 回新株予約権について、当社が合意により全て取得すること (なお、WKI が保有する第 8 回新株予約権の取得については、本日開催の当社取締役会で発行決議をした第 9 回新株予約権 (以下、「第 9 回新株予約権」といいます。)) の発行を条件としております。)、及びこれにより取得した第 8 回新株予約権を全て消却することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、上記合意を行った保有者は、当社に対し、本日以降、第 9 回新株予約権の割当日である平成 28 年 12 月 28 日までの間、第 8 回新株予約権を行使しない旨を誓約しております。

記

I. 第 8 回新株予約権の取得及び消却について

1. 取得及び消却する新株予約権の内容 (平成 28 年 12 月 12 日現在)

発行した新株予約権の個数	67,226 個
新株予約権の割当日	平成 28 年 7 月 29 日
新株予約権の払込金額	総額 25,613,106 円 (1 個 381 円)
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 6,722,600 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)

新株予約権の行使に際して支出される財産の価額	1株につき 238円
新株予約権の行使期間	平成28年7月29日から平成30年7月28日
新株予約権の残存数	59,626個
新株予約権の取得日及び消却日	平成28年12月28日

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

当社が平成28年7月29日にWKI、阿部氏、佐藤氏、石田氏、及び高橋氏に発行しました第8回新株予約権につきましては、平成28年7月13日に公表いたしました「第三者割当による新株式及び第8回新株予約権発行に関するお知らせ」のとおり、スーパーソルガム事業に関する費用、レストラン・ウェディング事業に関する費用、運転資金及び借入金返済に充当することとしており、当社としましては第8回新株予約権の資金使途とされた投資を実現することが当社グループの企業価値の向上につながるものと考えております。

しかし、第8回新株予約権の行使価額は238円と、平成28年12月9日の当社株価の226円を上回っており、阿部氏、佐藤氏、石田氏、及び高橋氏の各割当先からは、株価が行使価額を下回る状況下では本新株予約権の行使は困難であるとの連絡を受けました。一方で、WKIからは、当社の現状の株価を基準に当社が新たに新株予約権を発行する場合にはその引受けと行使を行う用意があるとの回答も頂きました。

そこで、当社としましては、平成28年12月12日付「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第8回新株予約権の資金使途とされた投資を実現するべく、当社は、第8回新株予約権の割当先であり、当社グループ事業に理解を示されているWKIに対し、第三者割当により新株式及び第9回新株予約権を発行することとしました。一方、残存する第8回新株予約権59,626個につきましては、株価が行使価額を大幅に下回る状況下であってその行使が見込まれないものの、残存することにより第9回新株予約権の発行後も潜在的な希薄化の可能性のあることは好ましくないこと、並びに第9回新株予約権の発行及び行使により第8回新株予約権の行使による資金調達の必要性はなくなることから、本日時点で残存する第8回新株予約権の全てである59,626個を、第9回新株予約権の割当日である平成28年12月28日において、WKI、阿部氏、佐藤氏、石田氏、及び高橋氏との合意により22,717,506円（買取価格は、第8回新株予約権1個当たり、第8回新株予約権の発行価額と同額の381円としております。）で取得（ただし、WKIが保有する第8回新株予約権の取得については、第9回新株予約権の発行を条件とします。）し、取得後に消却することとしました。当該合意において、WKI、阿部氏、佐藤氏、石田氏、及び高橋氏は、当社に対し、本日以降、第9回新株予約権の割当日である平成28年12月28日までの間、第8回新株予約権を行使しない旨を誓約しております。

3. 新株予約権の取得及び消却日

平成 28 年 12 月 28 日（予定）

（注）当社は、平成 28 年 12 月 12 日付で、第 8 回新株予約権の保有先である WKI、阿部氏、佐藤氏、石田氏、及び高橋氏との間で、第 8 回新株予約権を取得する旨の新株予約権買取契約を締結し、当該各保有先から第 8 回新株予約権を取得（ただし、WKI が保有する第 8 回新株予約権の取得については、第 9 回新株予約権の発行を条件とします。）した上で消却いたします。

II. 今後の見通し

今回の新株予約権の取得及び消却による業績への影響は軽微であります。

以 上